

動物愛護法の充実のための 法律改正を求める

- ・遺失物法（保護犬・ねこを飼主へ）
- ・動物愛護法35条の引取と処分規制
- ・その他

THEベット法塾代表世話人
「動物法ニュース」事務局長

植田 勝博

第1 遺失物法と行政の動物の引き取りの問題

1 遺失物法は、遺失物を所有者へ戻すことと遺失物の権利の喪失発生を決める法律である。遺失物は警察への届出義務がある。遺失動物も同様である。

遺失動物については、警察は2週間の公告をして所有者を探す（基本は3カ月の公告で所有者を探し、出て来なければ所有権を失い、拾得者が所有権を得る。動物は例外で2週間の公告による。）。その期間、動物は保護される。

これに対して、行政が遺失動物の引き取りをしたときは、3日間程度の公示で殺処分がされてきた（狂犬病予防法による公示2日間と引取期間1日）。行政は、遺失物法の所有者を探したり、そのための動物の保護はしてこなかった。

平成19年の遺失物法の改正により、従来の6カ月の公告期間を3カ月に短縮し、遺失動物については、例外として2週間の公告とし、警察への届出以外に行政への引き取りも可能とし警察への届出と同様の効果を与える改正がされた（遺失物法4条3項）。これは、動物の専門的な知識、動物を取り扱う機能を備えた動物愛護センターなど行政が遺失動物を扱うことが適切であるとの理由による。

2 ところが、ここで2点の問題が生じた。一つは、行政が、遺失動物について、従前の取扱

いと同様に引取後3日間程度で遺失動物の殺処分を継続させ、遺失物法を無視する扱いがなされていること、もう一つは、警察が遺失動物の届出を受理しない扱いがみられることである。

結局、遺失動物は、警察では受けず、行政の引取りで狂犬病予防法の3日間で殺されており、遺失動物について遺失物法の適用がないという異常な状況に至っている。

(1) 本来、警察が遺失動物を扱うことが本則であり、それを拒否する警察の処理は違法といえる。

大阪府警は、遺失動物の扱いについて、「動物の適正な取扱いについて」によると、所有者の判明しない犬又はねこの取扱いとして、「拾得者に、警察では動物の飼養や保管に関し専門的な知識を有する職員や専門の施設がないため、これらの知識を有する職員や専門の施設がある保健所等に引渡した方が、動物愛護の観点から望ましいことを説明する。」として保健所への引き渡しを求めている（会計課だより会第286号平成20年3月19日）。

しかし、遺失物法の警察の役割は、遺失物を所有者に戻すという役割と、動物愛護法の動物遺棄罪の犯罪の捜査の役割がある。警察がこの役割を担わないことは違法の疑いがある。

(2) 他方、拾得者に、保健所等に遺失動物を引渡した方が動物愛護の観点から望ましいと説明することは、保健所、動物愛護センターでは、9割以上の動物を3日間程度で殺処分をしている現状において、動物を助けたいとして届出をした拾得者を責めるものである。

3 遺失物法の所有者保護

動物の所有権は民法によって規定される。また、所有権は憲法29条に基く。

遺失物の場合、民法の所有権の規定において、遺失物法の公告期間内に所有者が現れなかったときは、遺失物は拾得者が取得する。遺失

物は、保管が不適切なものは処分をして処分されたものになる(処分をした換価の金銭など)。遺失物は処分により第三者の所有となる。

遺失物の所有者の所有権は、民法と遺失物法によって失うこととなる。所有者は、遺失物法によって所有権を失うという手続や措置がされない限り、所有権は存続している(注1)。

第三者がこれを勝手に取得したり殺したりすることは許されず、これに反する行為は、所有者の権利を侵害し不法行為による損害賠償義務を負い、又、刑法では、占有離脱物横領、器物損壊(刑法)の犯罪となる。

[遺失動物の例外]

遺失物法は遺失動物について次の例外を規定する(同法9条)。

ものによっては早く処分をして金銭などにかえて、これを遺失物にかわるものとして所有者はこれを取得する。同法9条は、保管管理を継続することが不適切なものは、例外的に3カ月を待たずに処分をすることができる。

遺失物法9条は、傘とか衣類等、電車などで忘れることの多い安価な小物類で、所有者が取りに来ないことが多いものについて早く処分することを認める。同条2項はそのほかに相当な費用または手数を要するもので政令で定めるものを例外とする。政令は、「動物」を規定する。動物も多様であるが、特殊な動物はともかく、一般的に家庭で飼っている犬、ねこなどのペット類がこれである。これらは公告の日から2週間内に遺失者が判明しないときは、政令で定めるところによって売却する。競りでの売却が基本であるが、それができないときは、適宜、有利な方法で処分をし、場合により、拾得者や任意に希望者に無償で動物を譲渡することもできる。

4 遺失動物の所有者への返還率・行政の遺失物法違反

警察は、遺失動物の飼主探しをして動物を所有者に戻すことを本則とする。

警察から所有者に戻される遺失動物の率は、全国的に約7～8割に達する。兵庫県警察では、遺失者への返還率は、平成17年が80%、16年が87%、15年が83%となっている。殆んどの犬ねこは飼主に戻されている。

他方、行政に持ち込まれた犬ねこの9割以上が殺処分されている。

まさに遺失動物の扱いは、警察の天国と行政の地獄と言うことになる。行政に持ち込まれた犬・ねこは殆んど飼主の所に生きて帰れることはない。迷っている犬ねこは、保健所や動物愛護センターに届けられれば殺処分、警察ならば飼主に戻されるという構図である。

結局、遺失動物は警察で扱わず、行政は遺失物法を無視するという現況は、結局、遺失動物には、実質上、遺失物法が適用されないという異常な状況にある。

遺失物法に反して動物を殺処分する行政の行為は、所有者が所産権を失っていないので、所有権の侵害による損害賠償義務を負うものであり、刑事上、遺失動物を自己の物として殺処分することは占有離脱物横領ないし器物損壊の犯罪を行うものであり、また、動物愛護法のみだりな殺傷行為の犯罪にあたると認められる。

福井県では行政に飼い犬3匹を持ち込まれて、その数日以内に殺処分をされたことについて、県は動物の所有者に対して、被害者に70万円の損害の賠償をした事例がある(「動物法ニュース」24号・29ページ、読売新聞福井県版)。

5 行政の狂犬病予防法の使用の問題

日本の動物文化は、自分のものにするというよりも、自然の中の動物という形の文化をずっと引きずってきたといわれる(地域犬、地域ねこ)。しかし、社会の変化の中で、生活が大家族から個人の家となり、生活の中にペットが入ってくることによって、ペットが家族の一員と言われる生活となってきた。

行政は、人が飼わない犬ねこを、捨て犬、捨てねことして、危険とか、不潔、迷惑などとし

て、ごみとして扱ってきた。持ち込まれたベツトは、殺処分をされ、使われた法律が狂犬病予防法である。

しかし、狂犬病予防法は、防疫法で、防疫目的のための措置と厳しい制約での殺処分しか認めていない。全てを虐殺するような殺処分は狂犬病予防法においも認めていない（注2）。しかも、現在、日本で狂犬病が殆んど発生していない。狂犬病とは関係なく殺処分をするために同法を使用することは極めて不適切である。

第2 法律改正の提言

1 動物の引取と処分

(1) 動物愛護法35条の「引取」の改正の必要

上記事情において、行政の動物引取についての法改正が必要である。

動物愛護法35条1項は、都道府県等は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならないと規定し、所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用すると規定する（同条2項）。

この「引取」を、義務として無条件に引き取るとの解釈の余地があり、これが混乱を起している。行政は、無責任な買主やブリーダーが遺棄する動物を引取り、これを即日殺処分をする（所有者から持ち込まれた時は公告は不要）。また遺失動物については、遺失物法の規定を全く無視して遺失動物の飼主も探さず、3日間で殺処分するとの扱いは、同法違反である。遺失物法の警察の扱いと異なる行政の処理は許されない。

また、行政の処理方法は、動物愛護法が犯罪として禁ずるところの、遺棄されあるいは迷い動物をみだりに殺す行為であり、動物愛護法に明らかに反する。法律の趣旨からして、動物愛護法が禁ずる遺棄や殺処分を行政が飼主や業者に代わって行うことは許されない。

同法35条1項の「引取」とは、動物愛護法の趣旨においての引取であり、動物を引き取ることがやむを得ない（どうしても飼うことが出来ない事情がある時）緊急避難的な場合に限定されるものとされるべきである（環境省告示平18.1.20）。

法改正としてはこれを明らかにするために、例えば「犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、やむを得ない事情があると認められるときはこれを引き取ることができる。この場合引取手数料を負担させることができる」とすることが望まれる。

(2) 動物処分の規定

行政の動物処分は、動物愛護法の趣旨に沿った処分を行う義務を規定することが必要である。行政は、基本的のみだりに殺処分をしてはならず、動物の命を大切にすることを明文化すべきである。

即ち「行政は、やむを得ない場合を除いて、殺処分をしてはならない」とする規定が必要である。また殺処分は防疫法の狂犬病予防法の適用ではなく、動物愛護法により同法の動物愛護の精神に則った殺処分についての規定を明文化すべきである。

2 遺失物法の遵守の法改正、警察の遺失動物等の取り組みの必要性

行政の遺失動物の所有者の権利（遺失動物が所有飼主を探して戻される事）を無視し遺失物法の手続によらないで処分をするという違法な行為は許されない。法改正としては、例えば「所有者の判明しない犬又はねこの引取りをしたときは、遺失物法により、遺失動物を処分することが出来る。」（具体的には遺失物法の規定の準用ないし遺失物法に警察と行政を並列して規定する）との法改正をすることが必要である。

併せて、警察は、遺失動物の届出を避ける措置は取らないことが必要で、「警察は遺失動物の届出を拒否してはならない」と明文化し、警

察で2週間保護することが必要である。警察への遺失動物の届出は、遠距離の何処にあるかも分からない動物愛護センターよりも、最寄りの警察で保護されることにより、飼主に戻る動物が約8割余になっている実績からも、所有者にも、動物にも必要なシステムである。同時に、警察に動物が届出がされるものは、遺失動物か、遺棄動物かのどちらかで犯罪の捜査をする必要がある。

警察は、動物までは手が回らないとする考えもあるが、もしそうなら、懸案であるアニマルポリスの設置が必要である。

3 動物保護団体の規制

動物のボランティア活動は盛んで結構であるが、中には、ボランティア詐欺と言わざるを得ない事件が少なくない。

動物法ニュース（本誌旧名称「日本セラビードッグネットワーク」）の発行の原点ともなった、「日本レスキュー」は、「セラビードッグ」の商標登録をして全国のセラビードッグ活動の団体などに「セラビードッグ」の使用の差し止めを要求し、また、詐欺的広告を大々的にして数千万円の寄付金を集めた事件があった。

「アークエンジェルズ」の名称を無断使用した林事件がある。林は、アークエンジェルズの名称を無断使用して、平成19年に発生した「ひろしまドッグばくち事件」で、アークエンジェルズの名称で約1億3千万円余の多額の寄付金を集めて、多数の犬の救済やそれに当たった多数の獣医師を含むボランティアの救済活動には殆んど寄付金を使わず（使用した金額は1000万円にも満たない）、90%余の寄付金を自己のものとした。

ボランティア団体の信頼性を高め、詐欺的ボランティアの抑止をするために、一定額以上の寄付金を集めて、継続的に活動をするボランティア団体については、届出義務と、会計の収支報告義務を課し、不適正な行為の疑いがあるときは、行政によるチェックと、業務の停止ない

し取消の処分の規定が必要である。

4 プリーダーの規制

(1) 全国から多数のプリーダー場で餓死ないしその寸前の惨状の写真がつけられてプリーダー告発事件が発生している。多くは、狂犬病予防接種がされていないことを理由に検挙されて、刑事事件として立件されている。

プリーダーは血統を含めて研究をし、健康で良い子孫を残す基本的な義務がある。また、犬ねこを母親の元で、十分な健康としてけがなされるための一定期間は適切な保育をさせ、販売をしないことが必要である。

ところが業者は、流行犬を生産してブームの市場で儲けようとし、近親交配を含めた乱繁殖での大量生産をしてきた。①過酷な繁殖をさせ、②生まれた犬は股関節不全などの遺伝病を発症させ、又、③不適切な買主は無責任に販売し、④ミスマッチした買主は動物を捨て、⑤これが容易に殺処分され、⑥業者は商品にならない犬猫を実験動物業者や行政に引取をさせてゴミの如く廃棄の処分していると言われる。

プリーダーは良い子孫を残すため、不幸な動物を生ませないためにも、特別の資格ないし許可制とすべきである。

2010年2月に発生した尼崎市のプリーダー事件は、約300頭余の犬を飼養し繁殖をしていた業者が逮捕されたが、尼崎市保健所は、業者から毎年約50匹の売れ残った犬の引取りをして殺処分していたという事件が大きく報道された。

この事件によって、行政と業者の癒着だけではなく、両者の動物愛護法を無視してゴミとして廃棄をしている事実、不適正な業者の業務を監督をせず、逆に行政が業者に協力をするという実態が明らかにされた。

(2) 動物犯罪の規定の改正の必要性

この多数のプリーダー事件から見えてくるのは、動物に対する犯罪の要件の規定が不完

全なことである。動物の死体が転がる惨状は、業者の「みだりな殺傷罪」「餌、水を与えないなどの動物虐待罪」であるが、検察の裁判所への起訴は、狂犬病予防接種を受けないという狂犬病予防法違反の罪による。これは、検察庁の姿勢にも問題があるが、動物犯罪の規定が具体化に欠けることにもよると考えられる。動物愛護法の機能不全にもつながるものである。動物罪の規定を具体化して、このような惨状を発生させた場合の刑罰による規制が必要である。

5 ペットショップの規制

かつて、「ワンワンランド事件」（ワシントン条約違反）があったが、ペットショップでの動物の環境が劣悪であり（親から早期に離され、成長の重要な時期に狭いオリの中に置かれ続け、喧騒の中で深夜まで展示をされる）、無責任な飼主への無責任な動物販売がされ、売れ残りなど商品にならない動物の遺棄や殺処分などがなされてきたとも言われる。

おそ取引が命のやりとりである限り、動物のためのよりよい環境の確保が必要であり、ネット販売や動物のバーゲンセールなどを含めて、衝動的客をねらうような商法は規制されるべきである。

6 野生動物の保護・外来生物の保護

「鳥獣保護法」（「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」）により日本の野生動物は保護されることとなっているが、現実には、人の環境支配は、考える以上に早いスピードで野生動物の絶滅を進めていると言われる。人間の都合や安全が優先し、「害獣駆除」「危険動物」とするマスコミや世論が強く、野生動物の保護区もなく、絶滅していく状態にある。狐、狸、狼、熊などかつてのおとぎ話の中の日本の野生動物が思わぬ早さで消えていくことは必至である。

日本の野生動物が生存出来るための保護区を含めた生存のための環境保護のための法改正が早急に必要である。

また、「外来生物法」は「種の保存」「害獣駆除」の方針の下で皆殺し処分の施策であるが、人の都合で皆殺し処分の施策は、人として自然の摂理に反しており、動物愛護法からも不相当である。アライグマが豊に人間と交流をし合える動物であるのに、「害獣駆除」「繁殖力が旺盛」だとして、絶滅に向けて多額の税金を使って申刺しにして殺処分をするとの現状は、非常識で、貧困で、罪悪と言っても良い。日本の野生動物化した動物とどう向き合うか、まさに日本の野生動物である。不毛な動物殺処分、租税の無駄遣い等が指摘されている外来生物法の抜本的な見直しが必要である。

注

1 民法第240条（遺失物の拾得）

遺失物は、遺失物法（平成18年法律第73号）の定めるところに従い公告をした後3箇月以内にその所有者が判明しないときは、これを拾得した者がその所有権を取得する。

2 狂犬病予防法（昭和25.8.26公布）

- (1) 基本は狂犬病の疑いのある犬・ねこなどを対象とする。
- (2) 生後90日以内の犬は第6条の抑留の対象にならない（4条1項）。
- (3) 登録を受けず、観察を着けず、予防注射を受けず、注射済票を着けていない犬は「抑留」しなければならない（6条1項）。所有者には通知義務、所有者の知れていないものは市町村長に通知、市町村長は2日間公示する。通知ないし公示後1日以内に所有者が引き取らないときは処分（政令）できる（6条9項）。

緊急な防疫上の措置と考える。平常時の処分は不適切である。抑留犬の処分方法は殺処分に限らない。動物愛護法による（参照厚労省課長通知平19.5.1）。

- (4) 殺処分について「予防員は法6条9項の処分、法14条1項の規定により殺す場合には評価人3人以上に犬等を評価させておかねばならない」（政令6条）

狂犬病に罹患している犬については、検査→罹患→公示→殺処分

狂犬病に罹患している動物の治療の可能性は否定していない。